

臨時休校解除のお知らせ

政府による緊急事態宣言の延長に伴い三重県知事から一部条件付きでの開校の協力依頼に基づき、令和2年5月7日より、営業を再開させていただきます。

しかし、三重県への緊急事態宣言は未だ解除されておらず、三重県知事からも引き続き感染拡大防止に努めるよう「協力依頼」がありましたので、当分の間、当校では以下の対策を実施することにいたしましたので、ご理解・ご協力をお願いいたします。

- ・感染者来校お断り

感染の疑いや風邪症状がある方、濃厚接触者となり保健所の管理下で外出を制限されている方は来校をお断りします。

- ・全員マスクの着用

三重県への緊急事態措置が解除されるまでは、来校の際には全員必ずマスクを着用してください。

マスクを着用していない方は、教習・検定等を受けることができない場合があります。

なお、職員も全員マスクを着用させていただきます。

- ・消毒の徹底

来校時には、入口に設置の消毒液で手指の消毒をお願いします。

- ・検温の実施

来校時に1日1回、事務所受付で必ず検温を受けてください。

検温の結果、37.5度以上の高熱がある方は、受講できません。

来校前には各自で自宅等においても検温をお願いします。なお、職員も自宅にて検温を実施しております。

- ・県外在住の方及び県外移動者の扱い

三重県への緊急事態宣言が解除されるまでの間は、県外から通学の方、及び三重県内在住でも入校をお断りします。（県外大学等への通学、会社等での県外出張等も含みます）

- ・事務所受付での感染予防

受付カウンターにビニールシートを取付け、受付職員とお客様との対話による飛沫感染を予防しております。

皆様にはご不自由をお掛けすることとなりますが、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

※なお、再度、三重県知事から当校への休業要請が発出された場合には、やむを得ず臨時休校となる場合があります。